

加須市告示第100号

加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

加須市長 角田守良

加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

(競争入札の参加資格)

第2条 競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する市長の審査(以下「資格審査」という。)を受け、加須市物品購入等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録された者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

(1) 令第167条の4第1項(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者

(2) 第9条第4号又は第5号に該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、市長が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(1) 令第167条の4第2項(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者

- (2) その他契約の相手方として不適当と認められる者
(資格審査の要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、資格審査を受けることができない。

- (1) 登録、免許、許可等を営業の要件とする営業品目について、当該登録、免許、許可等を受けていない者
- (2) 申請日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者
- (3) 申請日時点において法人市民税、個人市民税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

(資格審査の申請)

第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、埼玉県電子入札共同システム（加須市物品調達等電子入札運用基準（令和7年4月1日施行）に規定するものをいう。以下同じ。）を使用した資格の登録に係る申請を市長に対して行わなければならない。

2 申請者は、申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し
- (2) 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限る。）
- (3) 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前1年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後1年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）
- (4) 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の

直前1年間の申告に係るもの)

(5) 加須市に本店、支店又は営業所の所在がある場合は、法人市民税又は個人市民税の納税証明書の写し

(6) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(資料等の請求)

第5条 市長は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(申請者への通知等)

第6条 市長は、資格審査の結果を申請者に埼玉県電子入札共同システムを使用して通知するとともに、資格者名簿に登録するものとする。

(参加資格の有効期間)

第7条 定期受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登録された日から起算して2年間とする。

2 随時受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登録された日からその直前に行われた定期受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日までとする。

(変更等の届出)

第8条 申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、申請者は、速やかにその旨を埼玉県電子入札共同システムを使用して市長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 代表者又は代理人

(3) 所在地(代理人の所在地を含む。)

(4) 資本金

(5) 登録、免許、許可等に関する事項

(登録の取消し)

第9条 市長は、資格者名簿に登録された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第2項第1号又は第3項のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。
- (3) 申請、提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長が認めたとき。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程の廃止)

2 加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成22年加須市告示第9号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程の規定により、資格審査を受け、資格者名簿に登載されていた者は、この告示の相当の規定によって資格審査を受け、資格者名簿に登録された者とみなす。